

国保コーナー 平成21年度 国民健康保険税の「年税額」が決まりました

国保（国民健康保険）は、私たちが病気やけがをしたとき安心してお医者さんにかかるように、普段からお金（保険税）を出し合い、お互いに助け合っていくという制度です。

本年度の国保税率（額）は、増加傾向にある医療費に対し、貯金（国民健康保険事業基金）を可能な限り使って加入者の方の保険税額が急激に上がらないよう、次のとおり決定しました。

	年度	1 所得割	2 均等割	3 平等割
医療給付費分 「医療分」	H21	6.42%	20,500円	16,000円
	H20	(5.95%)	(20,500円)	(15,900円)
後期高齢者支援金分 「支援金分」	H21	2.56%	8,200円	6,400円
	H20	(2.06%)	(7,000円)	(5,500円)
介護納付金分 「介護分」	H21	1.69%	7,500円	4,200円
	H20	(1.38%)	(6,900円)	(3,800円)

【注】下段は参考

世帯全員の方の合計所得により
7割、5割、2割の軽減措置があります

1【所得割】世帯の前年所得に応じた計算
2【均等割】世帯の加入者数に応じた計算
3【平等割】一世帯あたりにいくらと計算

必要とする保険税

基金(貯金)

本算定

保険税(左表)

保険税の計算方法

【例】4人家族で、世帯主の給与が25万円、配偶者、子供2人も収入が無い場合

*年齢条件：世帯主（40歳代）、妻（40歳代）、子供2人（未成年）

*給与年収：300万円（25万円×12月）は所得では192万円になります

「医療分」	所得割	均等割	平等割	計
	(192万円 - 33万円) × 6.42%	20,500円 × 4人	1世帯あたり	
	= 102,078円	= 82,000円	= 16,000円	200,000円

「支援金分」	所得割	均等割	平等割	計
	(192万円 - 33万円) × 2.56%	8,200円 × 4人	1世帯あたり	
	= 40,704円	= 32,800円	= 6,400円	79,900円

「介護分」	所得割	均等割	平等割	計
	(192万円 - 33万円) × 1.69%	7,500円 × 2人	1世帯あたり	
	= 26,871円	= 15,000円	= 4,200円	46,000円

+ + で
年税額 325,900円
となります。

保険税の本算定について

年度当初には、前年の所得が確定していませんので、4月から6月までの間は「仮算定期間」として前年度分の年税額を月割計算して納付頂きます。そして、7月の「本算定」により、各世帯の年税額が確定します。その確定額から仮算定期間分の税額を差し引いて、残りの月数（9ヶ月）で割った額を月々納付して頂くことになります。

なお、最高限度額は「医療分」は47万円、「支援金分」は12万円、「介護分」は10万円です。

減免制度について

倒産・解雇等、自己の都合によらないで離職され、国保の被保険者となられた方などに
対し、臨時的減免制度ができました。申請が必要となりますので、詳しくは健康福祉課
(国保係)までお問合せください。

お問合せ先 / 健康福祉課国保係 有線31-5121 電話54-2781

児童扶養手当制度をご存知ですか？

1 児童扶養手当を受けることができる人（支給要件）

手当を受けることができる人は、次の条件にあてはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母、または母に代わってその児童を養育している人（養育者）です。（外国人の方も支給対象）

- | | |
|------------------------------|-------------------------|
| (1) 父母が離婚した後、父と生計を同じくしていない児童 | (5) 父が引き続き一年以上拘禁されている児童 |
| (2) 父が死亡した児童 | (6) 父の生死が明らかでない児童 |
| (3) 父が障害の状態にある児童 | (7) 婚姻によらないで生まれた児童 |
| (4) 父から引き続き一年以上遺棄されている児童 | (8) 棄児など父が明らかでない児童 |

2 児童扶養手当の月額

手当月額	区分		支給額
	全部支給	一部支給	
			41,720円
			41,710円～9,850円

上記は対象児童が1人の場合の手当額です。第2子については月額5,000円、第3子以降については1人月額3,000円ずつ加算されます。

平成20年4月から手当額の一部支給停止措置が始まっています。（一部支給停止の適用を受けないためには届出が必要です。）

3 所得制限限度額

前年の所得が一定の額以上あるときは、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の一部または全部が停止になります。

4 児童扶養手当の支給

手当は、認定されると請求された月の翌月分から支給されます。

現在認定中の方は、毎年8月に現況届を提出して下さい。

お問合せ先
奥出雲町福祉事務所 福祉係
有線 31 - 5126 電話 54 - 2541

障害をお持ちの方へ手当を支給します

特別障害者手当 月額 26,440円
20歳以上で著しく重度の障害があり、
常時特別の介護を必要とする方
(施設や病院等に継続して3か月
を超えて入院している方を除く)

障害児福祉手当 月額 14,380円
20歳未満で重度の障害があり、
常時介護を必要とする方
(施設入所者を除く)

特別児童扶養手当 1級 月額 50,750円
2級 月額 33,800円
20歳未満の障害児の父母等が当該児童を監護・
養育する場合(施設入所者を除く)

所得制限について...

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が、制限額以上あるときは、その年の8月分から翌7月分までの手当が支給停止となります。

現況届の提出について...

手当を受給中の方は、毎年8月に「受給資格者の現況」及び「前年中の収入状況」を「現況届」に記入し、提出して下さい。(現況届は7月中にお届けします)

お問合せ先
奥出雲町福祉事務所 福祉係
有線 31 - 5126 電話 54 - 2541